

大垣市公示第58号

公 示 送 達 に つ い て

次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当市債権管理課が保管し、いつでも送達を受けなければならない者に交付する。

令和8年5月27日

大 垣 市 長 石 田 仁

住（居）所・氏名	送 達 書 類 名
(住所) 岐阜県大垣市綾野1丁目2870番地1 (氏名) 名和 朋洋	債権差押調書（謄本）1通 配当計算書（謄本）1通